

長崎市立小学校・中学校における 規模の適正化と適正配置の基本方針

平成 29 年 2 月

長崎市教育委員会

目 次

長崎市立小学校・中学校における規模の適正化と適正配置の基本方針

	ページ
はじめに	1
1 学校規模の適正化と適正配置の基本的な考え方	
(1) 教育環境の整備を最優先とする	2
(2) 全市的視野に立って、順次、学校規模の適正化及び適正配置を図る	2
(3) 保護者や地域住民との十分な協議と共通理解を図る	2
2 学校規模の適正化	
(1) 学校規模の適正化の必要性	3
(2) 長崎市の現状	3
ア 少子化による児童生徒数の減少	3
イ 学校の小規模化の進行	3
児童生徒数・学校数の推移/1校あたりの児童生徒数の推移	4
(3) 小規模校及び大規模校の教育活動の特徴	5
ア 小規模校	5
イ 大規模校	6
(4) 長崎市の考える学校規模	7
(5) 望ましい学校規模について	9
(6) 学校規模の適正化が必要な範囲について	10

3	学校の適正配置	
(1)	遠距離通学の課題	11
(2)	通学条件の考え方	11
(3)	遠距離通学にかかる負担軽減策	12
ア	遠距離通学等の状況	12
イ	負担軽減策	12
ウ	通学手段の確保	12
4	学校規模の適正化と適正配置にかかる留意点	
(1)	学校規模の適正化と適正配置の進め方	13
ア	実施方法	13
イ	優先的に検討すべき事項	13
(2)	保護者・地域住民と協議を進めるうえでの留意点	15
ア	子どもたちの教育環境の整備を最優先させる	15
イ	保護者・地域住民との十分な協議	15
ウ	教育における地域との連携	15
(3)	統廃合しても望ましい学校規模に満たない場合の対応策	16
	参考：施設一体型小中一貫教育校「青潮学園」の位置付け	16
(4)	島部にある学校で規模の適正化ができない場合の対応策	16
(5)	学校の統廃合に伴う児童生徒への配慮	17
【資料 1】	長崎市立小学校の学校規模（平成 28 年度と平成 42 年度[推計]との比較）	18
	長崎市立中学校の学校規模（平成 28 年度と平成 42 年度[推計]との比較）	19
【資料 2】	長崎市立小学校の学校規模及び配置図（平成 28 年 5 月 1 日現在）	20
	長崎市立小学校の学校規模及び配置図（平成 42 年度推計）	21
【資料 3】	長崎市立中学校の学校規模及び配置図（平成 28 年 5 月 1 日現在）	22
	長崎市立中学校の学校規模及び配置図（平成 42 年度推計）	23

はじめに

次代を担う子どもたちには、情報通信技術の急速な発展、社会・経済のグローバル化や少子高齢化の進展など、急激に「変化」する時代を生き抜き、活躍できる資質が必要となります。

このような変化の時代を乗り越え、長崎のまちを次の時代に引き継いでいく人材を育成するために、長崎市では「創造的で豊かな人間性を備えた次代を生きぬく子どもたちの育成」を教育方針に掲げ、義務教育の終点である「15の春」に、自分の夢に向かってスタートできる「知・徳・体」のバランスのとれた生きる力を身につけた子どもを育むことを目指しています。

特に、子どもたちの自立を促すために学力を高め、他者と共生し、共に支え合うために社会性を育むことを大きな柱に据え、「めざす姿」を次のように定めています。

子どもが将来の夢や希望を自らの言葉で語り、実現に向けて努力している。

このような姿をめざすために、学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけでなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や判断力、表現力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につけさせるような教育活動が重要となります。

そのための学校づくりには、児童生徒を中心とした、集団生活の中で活気に満ちた活動ができる学校規模が必要であり、長崎市としては、全市的視野に立ち、将来に向けた学校規模の適正化と適正配置に取り組んでまいります。

そこで、平成27年1月に、国において策定された「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を参考に、「長崎市立小学校・中学校における規模の適正化と適正配置の基本方針」を策定し、今後の指針とするものです。

1 学校規模の適正化と適正配置の基本的な考え方

(1) 教育環境の整備を最優先とする

次代を担う子どもの健全で豊かな心を培う教育を推進するため、より良い教育環境を整備することは重要なことです。

教育環境の整備を行うにあたっては、子ども自身の自己努力と自発的な成長を期待しつつも、より望ましい集団生活の中での活気に満ちた活動ができる学校規模を確保する必要があります。

学校での教育活動の効果を高めるため、望ましい学習集団を形成することができる学校規模の適正化と適正配置を行い、より良い教育環境を提供することを最優先させます。

(2) 全市的視野に立って、順次、学校規模の適正化及び適正配置を図る

小規模校に起因する課題の早期解決に向けて、「通学区域の見直し」と「学校統廃合」により学校規模の適正化と適正配置を進め、教育環境の改善に取り組むこととします。

具体的な進め方として、児童生徒数が減少し小規模化が進む学校については、隣接する学校の通学区域の一部を取り込むなど、学校規模の適正化を図るよう努めます。

しかし、将来とも児童生徒数の増加が見込めず、小規模化の解消が図れない学校にあっては、全市的視野に立って、学校の小規模化や学校施設の老朽化の状況等を勘案し、優先度の高い学校から、順次、統廃合による学校規模の適正化及び適正配置を実施します。

大規模校においては、教室不足等により必要に応じて「学校施設の増築」「通学区域の見直し」を行うほか、指定校以外の学校への就学を可能とすることなどを検討する必要があります。また、学校規模が過大となり、将来にわたり児童生徒数の減少が見込まれない場合は、「学校の分離新設」を検討します。

(3) 保護者や地域住民との十分な協議と共通理解を図る

学校を核として地域社会がつくられてきた長い歴史的経緯や、住民感情等、それぞれの地域の実態を踏まえるとともに、児童生徒の教育環境の改善の観点を中心に据え、保護者や地域住民の十分な理解と協力を得るなど、「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえた丁寧な協議を行います。

2 学校規模の適正化

(1) 学校規模の適正化の必要性

学校は、児童生徒が確かな学力を身に付け、集団の中で社会性を育んでいく役割を担っています。また、学校行事や部活動などを通して人間性、協調性を育む場でもあります。

変化の激しい時代の流れの中で、子どもたちの自ら学び、自ら考える力を育てる教育を学校が行うために、より良い教育環境を提供することは重要なこととなります。子どもたちは集団生活のなかで学習することによって、知的にも社会的にも成長するため、一定の学校規模を確保する必要があります。

(2) 長崎市の現状

ア 少子化による児童生徒数の減少

長崎市の児童生徒数は、中央市街地等の宅地開発やマンション建設により、児童生徒数が増加している地域があるものの、昭和30年代のピーク時から大幅に減少しています。

小学校の児童数 19,711人（平成28年5月現在）

※昭和34年（ピーク時）73,763人の26.7%に減少

中学校の生徒数 9,469人（平成28年5月現在）

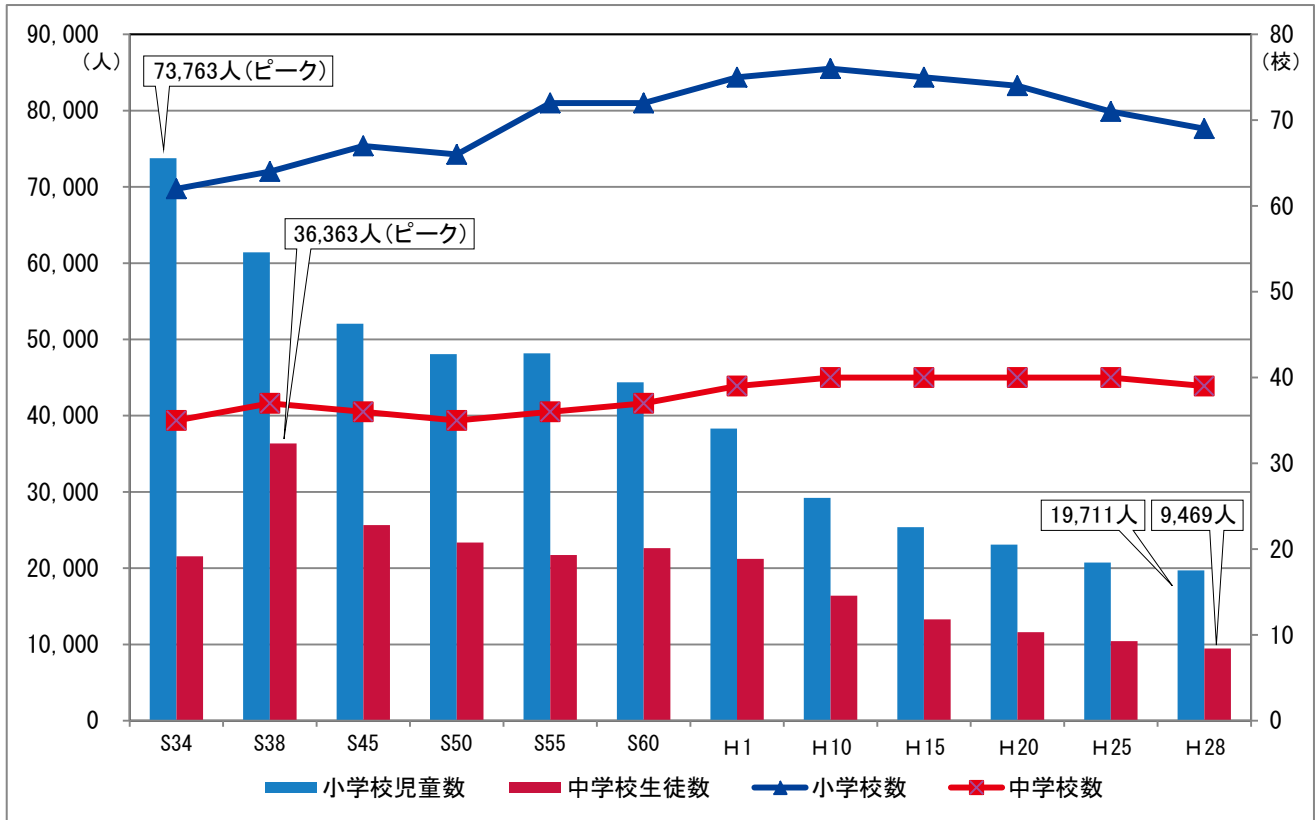
※昭和38年（ピーク時）36,363人の26.0%に減少

イ 学校の小規模化の進行

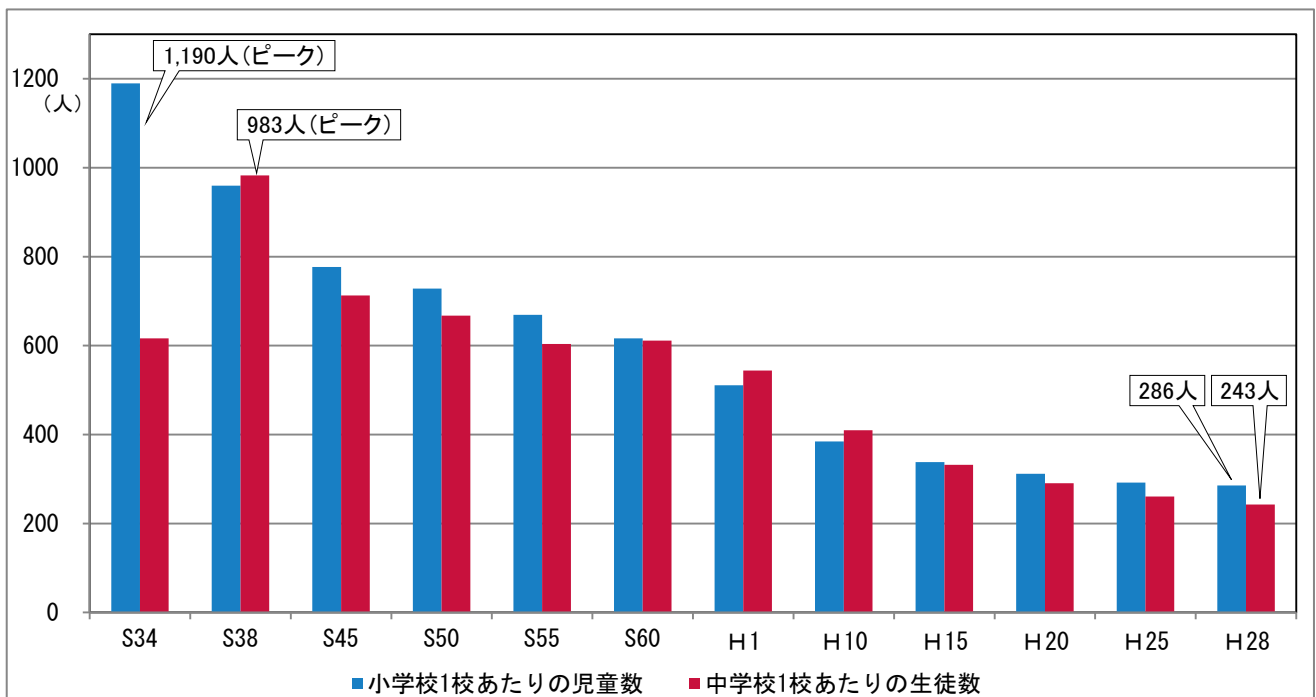
以下のグラフが示すよう、長崎市では児童生徒数が減少しているにも関わらず、学校数については横ばいとなっており、総体的に学校の小規模化が進んでいる状況にあります。

平成28年度においては、小学校全69校のうち、複式学級が存在する5学級以下の過小規模校が10校、6～11学級の小規模校が29校、12学級以上の学校が30校となっています。また、中学校全39校のうち、複式学級が存在する2学級以下の過小規模校が4校（うち1校は休校中）、3～8学級の小規模校が20校、9学級以上の学校は15校となっています。

〔児童生徒数・学校数の推移〕



〔1校あたりの児童生徒数の推移〕 ※児童生徒数を学校数で除した数



※主な市域の変遷の経過

- 昭和37年1月1日 茂木町、式見村編入
- 昭和38年4月20日 東長崎町編入
- 昭和48年3月31日 三重村編入
- 平成17年1月4日 香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町、三和町編入
- 平成18年1月4日 琴海町編入

(3) 小規模校及び大規模校の教育活動の特徴

ア 小規模校

	メリット	デメリット
学習環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習指導等において、教員の目が行き届きやすく細やかな指導が行いやすい。 ・ 授業や行事において、個人の活躍する機会が多くなる。 ・ 児童生徒相互の交流や理解が深まりやすい。 ・ 異学年間の交流が生まれやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 友人同士や学級間での競争など、切磋琢磨する機会が少ないため、競争心や向上心が育ちにくい。 ・ 卒業まで同じ学級で過ごすことで、人間関係や相互評価等の固定化を招くおそれがある。 ・ 一学級あたりの児童生徒数が少なくなることにより、多様な意見が出にくく、また、集団での学習で効果が期待できる体育や音楽等の活動が制限される。 ・ 運動会、文化祭、遠足、修学旅行等の集団活動、行事に制約が生じる。 ・ 中学校において、部活動の種目の設置が制限され、選択肢が少ない。
学校運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒一人ひとりの個性や課題を全教職員が把握しやすい。 ・ 教職員全体の意思疎通が図りやすい。 ・ 学校が一体となって活動しやすい。 ・ 施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。 ・ 学校や地域、保護者同士の連携が図りやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経験年数、専門性、男女比等について、バランスのとれた教員集団の配置や、教員相互の支援が困難である。 ・ 中学校においては、教科研究など教員相互の連携や相談の機会が少なく、また全ての教科に免許を有した教員が配置されないなど、教科指導の充実が図りにくい。

イ 大規模校

	メリット	デメリット
学習環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集団の中で、多様な考え方に触れ、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力をさらに伸ばしやすい。 ・ 児童生徒数、教員数がある程度多いため、グループ学習など多様な学習、指導形態を取りやすい。 ・ クラス替えがしやすいことなどから、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒一人ひとりの個性や行動を把握し、きめ細かな指導を行うことが難しい。 ・ 学校行事等において、一人ひとりが活躍する場や機会を設定しにくい。 ・ 集団生活においても同学年の結び付きが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくい。 ・ 同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、児童生徒間の人間関係が希薄化しやすい。
学校運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員数がある程度多いため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた教員配置を行いやすい。 ・ 学年別や教科別の教員同士で、学習指導等について、相談、研究等学び合いが行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員相互の連絡調整が図りづらい。 ・ 児童生徒一人あたりの校舎面積、運動場面積等が著しく狭くなった場合、教育活動の展開に支障が生じる。 ・ 特別教室や体育館、プール等の利用に当たって授業の割当てや調整が難しい。 ・ 校長が一体的なマネジメントを行ったり、教職員が十分な共通理解を図ったりする上で支障が生じやすい。

(4) 長崎市の考える学校規模

学校規模については法令などにおいて、次のとおり規定されています。

ア 学校教育法施行規則

12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別な事情のあるときは、この限りではない。※中学校も準用

イ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

適正規模 【12～24学級】	適正規模	12～18学級
	学校統廃合の場合の許容範囲	19～24学級

ウ 文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」

小学校では、全学年でのクラス替えが可能となることなどから、12学級以上、中学校では、免許外指導をなくしたり、同学年に複数教員を配置できることなどから、9学級以上を確保することが望ましい。

エ 長崎県少人数学級編成基準

摘要	学年	1学級あたりの児童生徒数
小学校	1年生	30人
	2年生	35人
	3～5年生	40人
	6年生	35人
中学校	1年生	35人
	2、3年生	40人

長崎市では上記ア～エの法令等を踏まえ、小学校で12学級～18学級、中学校で9学級～18学級を「望ましい学校規模」とします。

小学校

学校規模		学級数
過小規模校		5学級以下
小規模校		6学級～11学級
適正規模	望ましい学校規模	12学級～18学級
	望ましい学校規模を超えるもの	19学級～24学級
大規模校		25学級～30学級
過大規模校		31学級以上

中学校

学校規模		学級数
過小規模校		2学級以下
小規模校		3学級～8学級
適正規模	望ましい学校規模	9学級～18学級
	望ましい学校規模を超えるもの	19学級～24学級
大規模校		25学級～30学級
過大規模校		31学級以上

(5) 望ましい学校規模について

小 学 校	
	<p>【理由】 次の要件全てを満たすもの</p> <p>○ 全ての学年でクラス替えができること 人間性・社会性の育成の観点から、クラス替えを可能にすることで、人間関係が固定化・序列化したり、価値観が固定化したりすることを防ぎ、新たな人間関係を構築できる。 <u>(1学年につき複数の学級が必要)</u></p>
12～18 学級	<p>○ 学校全体での充実した教育活動ができること 体育や音楽等の一定規模の集団を前提とする教育活動や、運動会(体育大会)等の充実した学校行事を行うことができる。 <u>(1学年につき複数の学級が必要)</u></p> <p>○ 同学年への複数の教員配置により、共同研究ができること 同学年の複数の教員による支援体制が確保でき、共同研究が可能になるなど円滑な学年運営、学級運営ができる。 <u>(12学級以上)</u></p>

中学校

【理由】 次の要件全てを満たすもの

○ 全ての学年でクラス替えができること

人間性・社会性の育成の観点からクラス替えを可能にすることで、人間関係が固定化・序列化したり、価値観が固定化したりすることを防ぎ、新たな人間関係を構築できる。

(1学年につき複数の学級が必要)

○ 学校全体での充実した教育活動ができること

体育や音楽等の一定規模の集団を前提とする教育活動や、運動会(体育大会)等の充実した学校行事を行うことができる。

(1学年につき複数の学級が必要)

9～18

学級

○ 部活動の十分な選択ができること

球技など多人数を必要とする種目が実施でき、部活動数が増えることにより、部活動の十分な選択ができる。

○ 全教科の教員配置ができること

学級数に応じて教員の定数が定められており、少なくとも5教科(国語・数学・理科・社会・英語)において、教科ごとに情報交換や教材研究ができるよう複数の教員が配置できるとともに、実技系教科(音楽・美術・保体・技術・家庭)にも、教員が配置できる。

(9学級以上)

(6) 学校規模の適正化が必要な範囲について

学校規模の適正化が必要な範囲として、小学校は小規模校の11学級以下と大規模校の25学級以上、中学校は小規模校の8学級以下と大規模校の25学級以上とします。

3 学校の適正配置

学校の配置にあたっては、児童生徒の通学の負担や安全性などに配慮する必要があります。

学校規模の適正化と適正配置に伴い通学区域が拡大する場合、遠距離通学となる地域が生じることが見込まれることから、次の考え方にに基づき、実施していきます。

(1) 遠距離通学の課題

- ア 子どもの心身の負担
- イ 登下校に時間を要するなど時間的な制約
- ウ 公共交通機関を利用する場合は保護者の経済的な負担
- エ 通学時の安全性の確保への配慮

(2) 通学条件の考え方

以上をふまえ、学校規模の適正化に伴う学校の配置や通学区域の設定にあたっては、学校規模のみならず、通学距離・時間が児童生徒の心身に与える影響や、通学時の安全性等を考慮し、次の通学条件（通学距離・手段・時間）のもとで実施します。

長崎市においては、市街地の多くが斜面地に形成されており、狭隘な階段や坂道が多い地理的な特性をふまえながらも、国の法令等に基づき、安全な通学環境の確保に努めます。

〔通学条件〕

通学距離 及び 通学手段	<p>通学手段は、原則徒歩とする。</p> <p>ただし、次の場合においては、バス等の交通機関（以下「交通機関」という。）の利用を認めるものとする。</p> <p>この場合において、交通機関の種類については、乗降区間に応じ、教育長が指定するものとする。</p> <p>(1) 遠距離通学 通学距離が、小学校にあつては概ね4 km以上、中学校にあつては概ね6 km以上となる場合</p> <p>(2) 通学の安全性の確保のため教育長が指定する学校への通学 遠距離通学の要件に満たない場合であっても通学の安全性の確保が必要な場合（教育長が指定する学校へ通学する場合に限る。）</p> <p>(3) 学校長の判断による通学 (1)及び(2)以外で、地域の実情に応じ、学校長の判断で必要と認める場合</p>
通学時間	自宅から学校まで、交通機関の利用を含めて概ね1時間以内を目処とする。

(3) 遠距離通学にかかる負担軽減策

ア 遠距離通学等の状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）

（ア）通学距離が小学校で 4 km 以上、中学校で 6 km 以上あり、交通機関を利用して通学する場合や通学距離に関わらず児童生徒の安全性を確保するなどの理由で補助を行っている児童生徒数

区 分	小学校		中学校		計		全児童生徒数 に占める割合
	人数	人	人数	人	人数	人	
通学距離が小学校 4km、中学校 6km 以上	97	人	115	人	212	人	(0.7%)
教育長が指定する学校において、児童生徒の安全性の確保のため等	157	人	219	人	376	人	(1.3%)
計	254	人	334	人	588	人	(2.0%)

（イ）公共交通機関を利用しているが、補助を行っていない児童生徒数

区 分	小学校		中学校		計		全児童生徒数 に占める割合
	人数	人	人数	人	人数	人	
交通量が多い国道や斜面地など地域の実情に応じて、学校長の判断によるもの	160	人	437	人	597	人	(2.0%)

イ 負担軽減策

遠距離通学者に対しては、現在、補助率 4 分の 3 の通学費補助を実施しており、保護者は通学費の 4 分の 1 を負担することとなっています。今後、学校規模の適正化と適正配置を進めるにあたり、通学区域の拡大により、交通機関を利用せざるを得ない地域及び対象者が増えることが見込まれます。

このことから、義務教育の趣旨に鑑み、通学にかかる保護者の経済的負担の軽減を図るため、通学費の補助について検討していきます。

なお、障害により特別な支援を要する児童生徒については、現行どおり認定要件に基づき、通学にかかる費用を補助するものとします。

ウ 通学手段の確保

児童生徒が安心して通学できるよう、通学路の安全性に配慮するとともに、通学にかかる負担を軽減するために、バス等必要な交通機関の確保に努めます。

4 学校規模の適正化と適正配置にかかる留意点

(1) 学校規模の適正化と適正配置の進め方

小規模校及び大規模校に起因する課題解決に向けて、学校規模の適正化及び適正配置を検討する必要があります。なお、学校規模の適正化及び適正配置は、小学校同士、中学校同士のそれぞれで実施することとします。

ア 実施方法

(ア) 通学区域の見直し

隣接する学校の通学区域の一部を変更し、学校規模の適正化と適正配置を図ります。また、指定校以外の学校への就学を可能とするなど通学区域の弾力的な運用も検討します。

(イ) 学校の統廃合

将来とも児童生徒数の増加が見込めず、小規模化の解消が図れない学校にあっては、全市的視野に立って順次、学校の統廃合による学校規模の適正化と適正配置を図ります。

学校の統廃合とは、新設統合または、吸収統合により関係学校数の減少を伴うものをいいます。

- ・新設統合・・・2校以上の学校の全部もしくは一部をもって学校を設置すること
- ・吸収統合・・・学校の全部もしくは一部を他の学校に編入すること

(ウ) 学校施設の増築

児童生徒数の増加に対応するため、校舎の増改築や教室の内部改修を実施します。

(エ) 学校の分離新設

大規模校または過大規模の状態が続き、通学区域の見直し等によってもその解消を図ることが困難な場合は学校の分離新設を検討します。

イ 優先的に検討すべき事項

小規模校が多く存在し、今後さらに増加することが見込まれるため、実施にあたっては、次のとおり優先度の高い学校から検討を進めていきます。

(ア) 教育上の観点から複式学級の早期解消

児童生徒数が少なく、2つの学年で1つの学級編制となる複式学級では、学級数や児童生徒数の減少に応じて、小規模校に起因する課題が顕著となり、集団生活を通じて養われる様々な資質や能力の向上が期待しにくいことや、班活動や異学年交流といった集団活動も難しく課題を補うことが極めて困難になります。

また、教員が一方の学年に指導している間（直接指導）、もう一方の学年は自学自習（間接指導）を行うことになり、児童のみで学習を進める場面が増え、教師との関わりが少なくなるとともに、教員に特別な指導技術が求められます。

少子化が進み、学校が小規模化していく中で、複式学級が見込まれる、小学校5学級以下、中学校2学級以下の過小規模校については、学校規模の適正化と適正配置による早期解消を図ります。

(イ) 学校施設の老朽化をふまえた統廃合

本市の小・中学校の校舎のうち、築51年以上の学校は平成28年度現在で小学校69校の31.9%に及ぶ22校、中学校39校の38.5%に及ぶ15校です。

本市では、学校施設を含めた公共施設の目標使用年数を、築65年（※）と定めており、将来を見据えた計画的な施設整備に取り組む必要があります。

また、施設整備計画の策定にあたっては、施設の老朽化等に加え、児童生徒数の将来推計をもとにした学校規模や立地状況を勘案し、統廃合を行う場合には改築までに実施することとし、児童生徒に安全・安心で充実した教育環境の提供に努める必要があります。なお、早期の改築が必要なものは、統合協議を行いながら改築を行うものとします。

（※）長崎市公共施設保全計画における教育施設を含めた既存施設の目標使用年数（＝耐用年数）については、建築物の「物理的耐用年数」を採用し、65年と定めています。

(ウ) 小学校と中学校の考え方

同一小学校でともに学び人間関係を深めてきた子どもたちは、同一中学校へ進学するよう配慮することとし、同一中学校区の小・中学校は併せて適正配置を計画する必要があります。

(2) 保護者・地域住民と協議を進めるうえでの留意点

地域の中心的な組織である連合自治会は、小学校区が単位となっており、学校を核として地域社会がつくられてきた歴史的経緯や住民感情等地域の実態をふまえるとともに、児童生徒の教育環境の改善の観点を中心に据え、学校規模の適正化及び適正配置を進めます。

ア 子どもたちの教育環境の整備を最優先させる

学校教育の充実を目指すという教育的な視点を基本とし、望ましい集団生活の中で活気に満ちた活動ができるよう、より良い教育環境を提供することを最優先と考えます。

しかしながら学校は教育のための施設であるだけでなく、地域コミュニティの核としての性格を有し、防災、地域交流の場等、様々な機能を併せ持っていることを考慮しながら検討していきます。

イ 保護者・地域住民との十分な協議

統廃合や通学区域の見直しにあたっては、保護者や地域住民と「長崎のまちの次の時代を担う子どもたちのよりよい教育環境のために」という共通の視点で、その必要性について十分に協議し、共通理解を図るとともに、地域住民の組織・活動に十分に配慮し、地域間の融和を一層図る必要があります。

ウ 教育における地域との連携

学校では、地域の伝統文化を取り入れた体験活動や通学路の見守り活動等、家庭・学校・地域が一体となり、教育の充実に努めています。

統廃合に伴い通学区域が拡大する場合には、保護者や地域住民の参画により学校教育を支援する体制を積極的に構築していく必要があります。統合校を核として、保護者や住民の間に絆をつくり、一体となって新しい学校を支える体制を構築することは、新たな地域づくりの推進につながる大きな契機となり得ます。

また、「子どもを守るネットワーク」を再編成し、子どもの見守り活動の充実を図る、ゲストティーチャーを招いて、統合後の学校の教育活動に統合対象となる各地区の歴史・文化等を学習したり、伝統芸能や農業体験を行ったりするなど、地域による教育力も重要であることから、引き続き地域ぐるみで子どもを育てるような機運の醸成を図ります。

(3) 統廃合しても望ましい学校規模に満たない場合の対応策

通学条件については、自宅から学校まで、交通機関の利用も含め概ね1時間以内の通学を目処としていますが、小学校にあつては概ね4km以上、中学校にあつては概ね6km以上の場合は、交通機関の利用を認めるものとしています（P11 「3 学校の適正配置（2）通学条件の考え方」参照）。しかし、この通学条件を鑑みた場合、それ以上通学区域を広げての統廃合が難しく、規模の適正化が図られないことが考えられます。

通学条件により統廃合を含めた規模の適正化が図られない場合、単学級の学年が生じることが考えられますが、このような場合にあつても、1学級あたりの最低限の児童生徒数として、少人数において効果的とされる4～6人の班編成で3班以上となり、班替えによる学級活動の活発化が可能な人数となるよう努めます。

〔参考：施設一体型小中一貫教育校「青潮学園」の位置付け〕

野母崎地区は平成22年度に、旧樺島小学校、高浜小学校、脇岬小学校、野母小学校の4校を統合して「野母崎小学校」を新設し、さらに平成26年度には野母崎中学校との施設一体型小中一貫教育校である「青潮学園」を開校しました。

「青潮学園」は、義務教育9年間を見通した小中連携教育を進めるモデル校として位置付けられており、各小・中学校でその研究成果が活用されています。

同校における実践や研究成果をもとに、施設が離れていても、中学校区毎に小中連携教育の推進を図っています。

併せて、通学条件により隣接校との統廃合も含めた規模の適正化が困難な場合、学校用地等の諸条件を勘案のうえ、施設一体型の小中一貫教育校の設置を検討します。

(4) 島部にある学校で規模の適正化ができない場合の対応策

島部にある小規模化している学校で地理的な要因により、統廃合が困難な場合は、課題に対処するために周辺校との交流授業やテレビ会議システムなどICT（情報通信技術）の活用を行います。

(5) 学校の統廃合に伴う児童生徒への配慮

学校の統廃合により、児童生徒の学習環境や生活環境、教職員との関係等が大きく変化するため、新たな学校生活を円滑に送ることができるよう、統合準備期間から十分な配慮が必要です。

例えば、ア 学校行事や部活動等において統合予定校の児童生徒同士の交流を行う。

イ PTA 間の交流を行う。

ウ 学校行事や地域行事、学習規律や生活習慣に関するルール等を統合予定校間で調整する。

エ 統合前から在籍している教職員を統合後の学校にも一定数配置する。

などの工夫を統合前に行うことが考えられます。

【資料1】

長崎市立小学校の学校規模(平成28年度と平成42年度[推計]との比較)

(二重下線太字部分)・・・H28とH42の比較において、学校規模が変更となる見込みの学校

学校規模	学級数	学校名		学校数		増減
		H28	H42	H28	H42	
過小規模校	~5	日吉、南、手熊、川平、伊王島、高島、黒崎東、神浦、池島、尾戸	日吉、南、手熊、 <u>朝日</u> 、川平、伊王島、高島、黒崎東、神浦、池島、 <u>川原</u> 、尾戸、 <u>形上</u> 、 <u>長浦</u>	10	14	4
小規模校	6~11	上長崎、西坂、小島、茂木、仁田佐古、小ヶ倉、深堀、式見、飽浦、 <u>朝日</u> 、稲佐、坂本、銭座、三原、三重、女の都、小江原、虹が丘、西山台、南長崎、鳴見台、香焼、野母崎、蚊焼、為石、晴海台、 <u>川原</u> 、 <u>形上</u> 、 <u>長浦</u>	<u>戸石</u> 、 <u>古賀</u> 、上長崎、西坂、小島、茂木、仁田佐古、小ヶ倉、深堀、式見、 <u>福田</u> 、飽浦、稲佐、 <u>西町</u> 、 <u>滑石</u> 、 <u>北陽</u> 、坂本、銭座、三原、三重、女の都、小江原、虹が丘、西山台、 <u>南陽</u> 、南長崎、鳴見台、香焼、野母崎、蚊焼、為石、晴海台	29	32	3
小計				39 (56.5%)	46 (66.7%)	7
学校規模	学級数	学校名		学校数		増減
		H28	H42	H28	H42	
望ましい学校規模	12~18	<u>戸石</u> 、 <u>古賀</u> 、矢上、日見、諏訪、桜町、愛宕、大浦、土井首、 <u>福田</u> 、小榊、城山、西城山、 <u>西町</u> 、西北、 <u>滑石</u> 、大園、高尾、 <u>北陽</u> 、横尾、 <u>南陽</u> 、桜が丘、村松	矢上、日見、 <u>伊良林</u> 、諏訪、桜町、愛宕、大浦、土井首、小榊、城山、西城山、西北、大園、高尾、横尾、 <u>橘</u> 、桜が丘、 <u>高城台</u> 、村松	23	19	▲ 4
望ましい学校規模を超えるもの	19~24	<u>伊良林</u> 、戸町、 <u>橘</u> 、山里、畝刈、 <u>高城台</u>	戸町、 <u>西浦上</u> 、山里、畝刈	6	4	▲ 2
大規模校	25~	<u>西浦上</u>		1	0	▲ 1
小計				30 (43.5%)	23 (33.3%)	▲ 7
合計				69 (100%)	69 (100%)	0

※平成42年度は長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に係る人口動向分析・将来人口推計に基づく

長崎市立中学校の学校規模(平成28年度と平成42年度[推計]との比較)

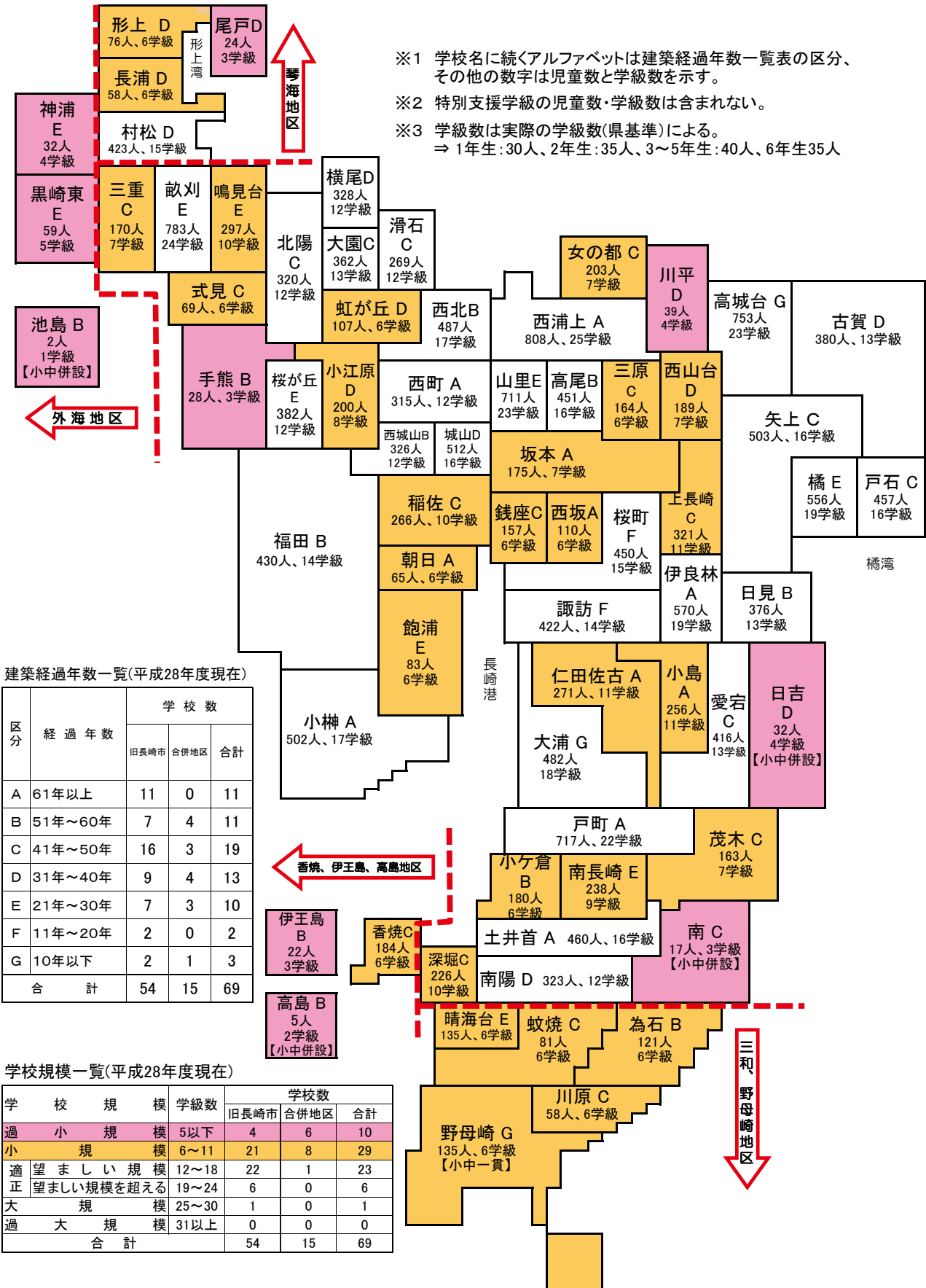
(二重下線太字部分)・・・H28とH42の比較において、学校規模が変更となる見込みの学校

学校規模	学級数	学校名		学校数		増減
		H28	H42	H28	H42	
過小規模校	~2	日吉、伊王島、高島、池島	日吉、 <u>南</u> 、伊王島、池島、高島	4	5	1
小規模校	3~8	日見、片淵、長崎、茂木、 <u>南</u> 、大浦、梅香崎、深堀、式見、福田、西泊、丸尾、江平、横尾、三川、小ヶ倉、香焼、野母崎、黒崎、三和	日見、片淵、長崎、茂木、大浦、梅香崎、 <u>緑が丘</u> 、深堀、式見、福田、西泊、丸尾、江平、横尾、三川、小ヶ倉、香焼、野母崎、黒崎、三和、 <u>琴海</u>	20	21	1
小計				24 (61.5%)	26 (66.7%)	2
学校規模	学級数	学校名		学校数		増減
		H28	H42	H28	H42	
望ましい学校規模	9~18	桜馬場、小島、戸町、土井首、淵、 <u>緑が丘</u> 、岩屋、西浦上、山里、滑石、三重、小江原、橘、 <u>琴海</u>	<u>東長崎</u> 、桜馬場、小島、戸町、土井首、淵、岩屋、西浦上、山里、滑石、三重、小江原、橘	14	13	▲ 1
望ましい学校規模を超えるもの	19~24	<u>東長崎</u>		1	0	▲ 1
大規模校	25~			0	0	0
小計				15 (38.5%)	13 (33.3%)	▲ 2
合計				39 (100%)	39 (100%)	0

※平成42年度は長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に係る人口動向分析・将来人口推計に基づく

【資料2】

長崎市立小学校の学校規模及び配置図(平成28年5月1日現在)



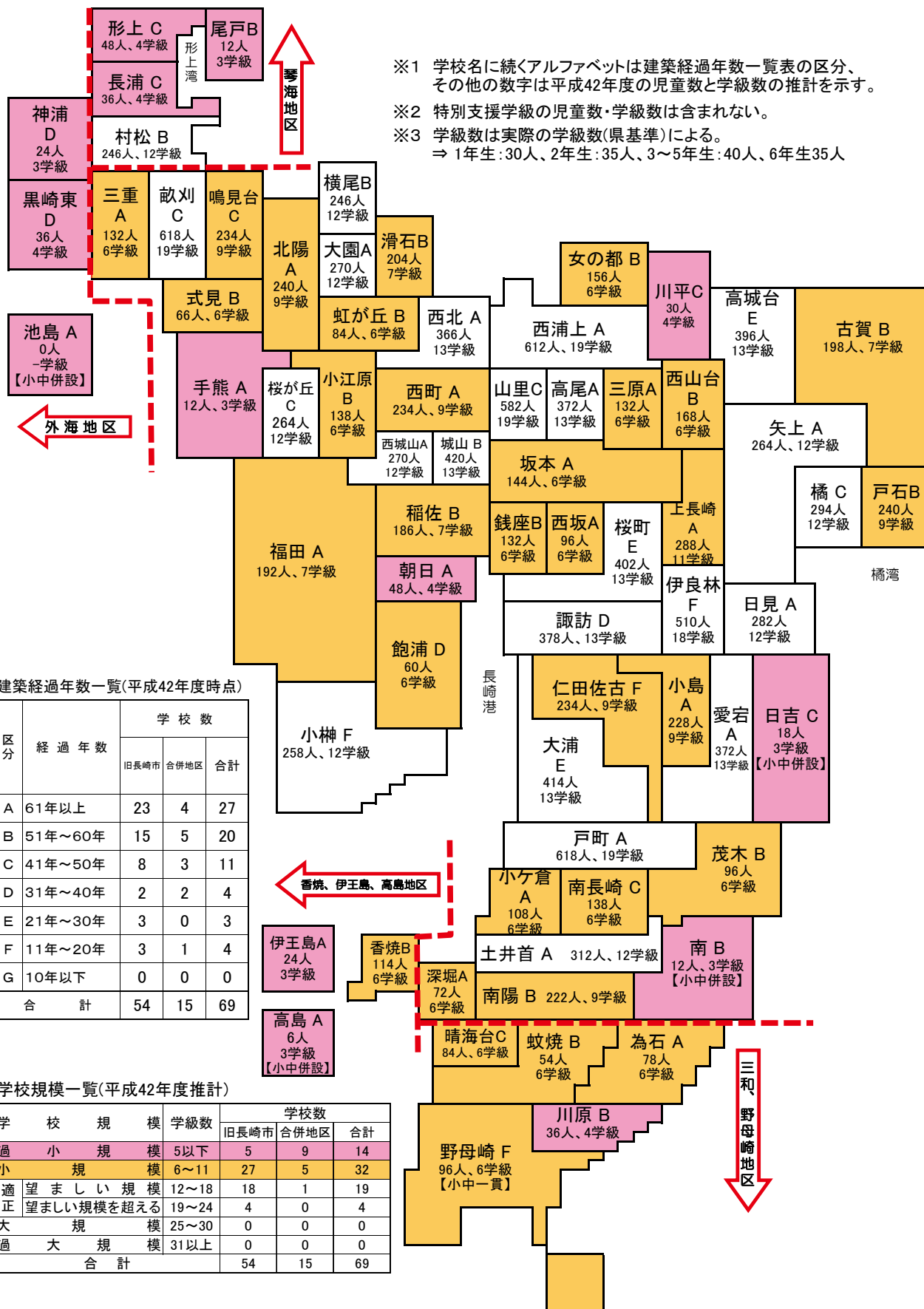
建築経過年数一覧(平成28年度現在)

区分	経過年数	学校数		
		旧長崎市	合併地区	合計
A	61年以上	11	0	11
B	51年~60年	7	4	11
C	41年~50年	16	3	19
D	31年~40年	9	4	13
E	21年~30年	7	3	10
F	11年~20年	2	0	2
G	10年以下	2	1	3
合計		54	15	69

学校規模一覧(平成28年度現在)

学校規模	学級数	学校数		
		旧長崎市	合併地区	合計
過小規模	5以下	4	6	10
小規模	6~11	21	8	29
適望ましい規模	12~18	22	1	23
正望ましい規模を超える	19~24	6	0	6
大規模	25~30	1	0	1
過大規模	31以上	0	0	0
合計		54	15	69

長崎市立小学校の学校規模及び配置図(平成42年度推計)



- ※1 学校名に続くアルファベットは建築経過年数一覧表の区分、その他の数字は平成42年度の児童数と学級数の推計を示す。
- ※2 特別支援学級の児童数・学級数は含まれない。
- ※3 学級数は実際の学級数(県基準)による。
⇒ 1年生:30人、2年生:35人、3～5年生:40人、6年生35人

建築経過年数一覧(平成42年度時点)

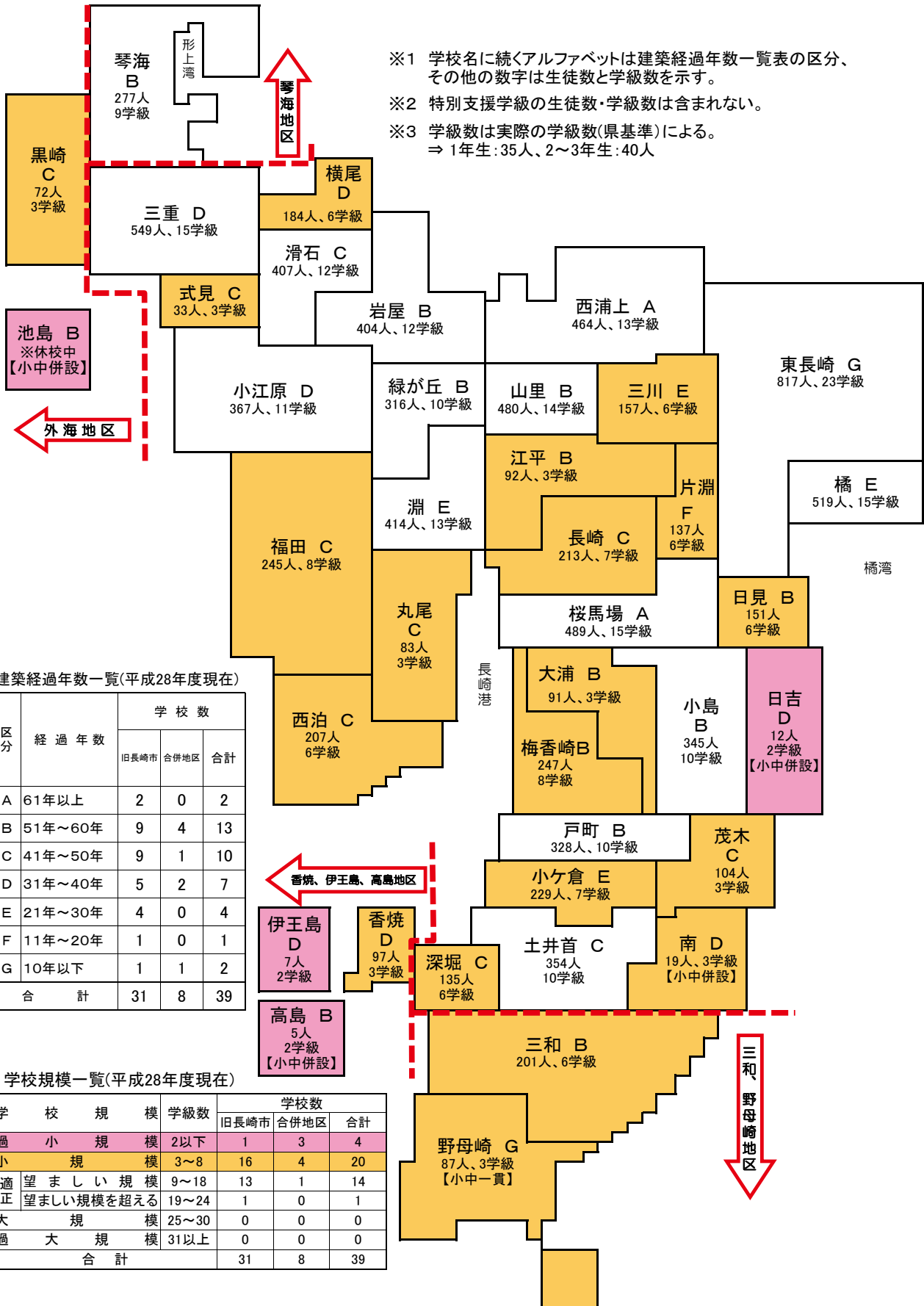
区分	経過年数	学校数		
		旧長崎市	合併地区	合計
A	61年以上	23	4	27
B	51年～60年	15	5	20
C	41年～50年	8	3	11
D	31年～40年	2	2	4
E	21年～30年	3	0	3
F	11年～20年	3	1	4
G	10年以下	0	0	0
合計		54	15	69

学校規模一覧(平成42年度推計)

学校規模	学級数	学校数		
		旧長崎市	合併地区	合計
過小規模	5以下	5	9	14
小規模	6～11	27	5	32
適望ましい規模	12～18	18	1	19
適望ましい規模を超える	19～24	4	0	4
大規模	25～30	0	0	0
過大規模	31以上	0	0	0
合計		54	15	69

【資料3】

長崎市立中学校の学校規模及び配置図(平成28年5月1日現在)



- ※1 学校名に続くアルファベットは建築経過年数一覧表の区分、その他の数字は生徒数と学級数を示す。
- ※2 特別支援学級の生徒数・学級数は含まれない。
- ※3 学級数は実際の学級数(県基準)による。
⇒ 1年生:35人、2~3年生:40人

建築経過年数一覧(平成28年度現在)

区分	経過年数	学校数		
		旧長崎市	合併地区	合計
A	61年以上	2	0	2
B	51年~60年	9	4	13
C	41年~50年	9	1	10
D	31年~40年	5	2	7
E	21年~30年	4	0	4
F	11年~20年	1	0	1
G	10年以下	1	1	2
合計		31	8	39

学校規模一覧(平成28年度現在)

学校規模	学級数	学校数		
		旧長崎市	合併地区	合計
過小規模	2以下	1	3	4
小規模	3~8	16	4	20
適望ましい規模	9~18	13	1	14
正望ましい規模を超える	19~24	1	0	1
大規模	25~30	0	0	0
過大規模	31以上	0	0	0
合計		31	8	39

長崎市立中学校の学校規模及び配置図(平成42年度推計)

